市町村における施設と社協との関係強化推進要項

平成2年6月22日

全国社会福祉協議会·施設協議会連絡会 /全国社会福祉施設経営者協議会

1. 趣旨

施設を経営する法人等が今後,地域社会に経営の 基盤をおいて,住民のニーズに応える福祉サービス を提供していくためには,市区町村における福祉推 進のための連絡調整を行い,地域社会における福祉 のネットワークづくりを進める市区町村社協への参 加が不可欠であることから,本要項に基づいて施設 と社協との関係強化を推進する。

2. 施設と社協との関係強化の意義

市町村社協は昭和58年に法制化され,社会福祉事業法第74条2項に「区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものでなければならない。」と規定されている。このように社協の基礎は上記に規定される事業の大半を占める社会福祉施設を経営する者の過半数参加にある。しかし,市区町村によっては,社会福祉施設を経営する者の会員としての参加が少ないところが見られる。このことは社協の基盤を揺るがすことであり,早急に是正する必要がある。

なお,今般の社会福祉事業法の改正により,政令 指定都市の市社協は都道府県社協と,区社協は政令 指定都市以外の市町村社協と同様の扱いになること から,政令指定都市に所在する施設にあっては区社 協への参加が望まれる。

こうした法制上の観点からの関係強化とあわせ て,福祉サービスの専門施設・組織としての役割を 果たしていく うえでも関係強化を積極的に図ること が重要である。

今日,地域社会には高齢者,障害児者,児童等の諸問題が山積している。今般成立した福祉関係8法の改正法に見られる考え方は社会福祉推進における市町村自治体の責任の明確化,施設サービスと在宅福祉サービスの一元化,施策の計画的推進を行うことによって,地域住民が抱えるニーズに対応しようとするものである。

こうした情勢にあって,施設を経営する法人等は 地域社会を基盤とした経営を展開することが期待されている。そのため,地域社会の関係機関・団体, 住民組織,ボランティア等との連携を図りながら, 老人,障害児者に対する在宅福祉サービスや児童の 健全育成事業,家庭支援事業等にそれぞれの施設の 専門機能を発揮して,積極的に取り組むことが肝要 である。

これらの取り組みを推進するにあたり,公私関係機関・団体等の連絡調整を行い,地域社会における福祉のネットワークづくりを進める市区町村社協との関係強化を積極的に図ることが不可欠である。

一方,施設入所者の生活の社会化を促進したり, 法人・施設に対する地域社会の人的,財政的な支援 システムを形成するうえでも社協との関係を密接に していくことは効果的であるといえる。

3.目標

(1) 全社協種別協議会加入全施設の市区町村社協への加入を促進する。

- (2) 市社協(特別区を含む)への施設連絡協議会 の設置を促進する。
- (3)市区町村社協と共同して地域社会における福祉のネットワークづくリ,並びに地域福祉活動計画づくりへの参加,行政の福祉計画への意見反映等を進め,在宅福祉サービス,児童健全育成事業,社会参加促進事業,各種家庭支援事業,相談事業,福祉教育,ボランティア養成活動等への取り組みを促進する。

4. 推進方法

(1) 社協への参加促進

各種別協議会は都道府県協議員宛に市区町村 社協への加入促進のための会長通知を送付す る。その際,全社協会長名による都道府県社協 会長宛の加入促進の通知を添付する。また,会 員に対しては各種別協議会の会報等を通じて加 入を要請する。

加入方法及び会費のあり方については原則と して以下の方法とする。ただし,各市区町村社 協によって事情が異なるので,当該社協が示す 方法による。

ア) 当該市区町村社協への加入の方法

公私立を問わず,全施設が当該市区町村社協を構成するための基本的な会員になる。政令指定都市の場合は,区社協への加入にすることを原則とする。 ただし,区社協が設置されていない政令指定都市にあっては当分の間,市社協へ加入する。

イ) 会費

会費の基本額は一応の目安として1施設当たり, おおむね入所施設10,000円,保育所その他通所施設 5,000円程度が望ましいが,各市区町村社協によって 事情が異なるので,当該社協が示す金額による。

種別協議会の全国大会・研修会等において, 市区町村社協への加入促進をはかる。

社協への参加形態としては会員としての参加

にとどまらず,施設関係者の代表が理事として 参加し,社協運営に携わることが望ましい。

全社協は都道府県社協を通じて市区町村社協 が施設関係者の代表をなるべく早い時期に理事 にするよう要請する。

(2)市社協(特別区を含む)への施設連絡協議会の 設置促進

全社協は都道府県社協を通じて,当面,市社協に対して施設連絡協議会の設置を要請する。 各種別協議会は当該市の呼びかけに対して,施設が積極的に参加するよう働きかける。ただし,政令指定都市の区及び町村にあっても連絡協議会の設置ができる状況にあれば,これを促進する。

全社協は市社協における施設連絡協議会の活動事例を各種別協議会を通じて施設へ紹介する。

(3)市区町村社協と共同して地域社会における福祉のネットワークづくり,並びに地域福祉活動計画づくりへの参加,行政の福祉計画への意見反映等を進め,在宅福祉サービス,児童健全育成事業,社会参加促進事業,各種家庭支援事業,相談事業,福祉教育,ボランティア養成活動等への取り組みを促進する。

上記事業を推進するため,市区町村社協に在 宅福祉サービス推進協議会や問題別委員会があ る場合は,これら協議会,委員会への施設の参 加を促進する。

特に,児童家庭問題についてはすべての市区 町村で社協と保育所等児童福祉施設,民生委員 児童委員による共同活動を行うことを促進す る。

各地の施設と市区町村社協との共同事業の事例を全社協各種別協議会を通じて施設に紹介する。